

**携帯電話市場における競争政策上の課題について
(令和3年度調査)**

**令和3年6月
公正取引委員会**

調査の背景・趣旨

平成30年度報告書公表以降，携帯電話市場においては，通信料金と端末代金の完全分離等を内容とする**改正電気通信事業法が施行され，楽天モバイルがMNOとして新規参入する**など，**競争環境に変化が生じている**ことから，フォローアップ調査を実施。

加えて，新たな競争政策上の課題や，MNOと販売代理店との取引に関する課題等について調査・検討を実施。

調査方法

- MNO，MVNO，端末メーカー，中古端末取扱事業者，販売代理店を運営する事業者等へのヒアリング
- MNO利用者，MVNO等利用者に対するウェブアンケート（消費者アンケート）〔*〕
- 有識者によって構成される「携帯電話分野に関する意見交換会」の開催

〔*〕消費者アンケート：MNO 3社の利用者2,000人，MVNO等の利用者2,000人に対して実施。
なお，アンケートの作成に当たっては消費者庁及び総務省の協力を得ている。

「3つの視点」と調査の狙い

1

MNOとMVNO間の競争の活発化

2

MNO間の競争の活発化

3

消費者が最適な料金プランを選びやすい環境の整備

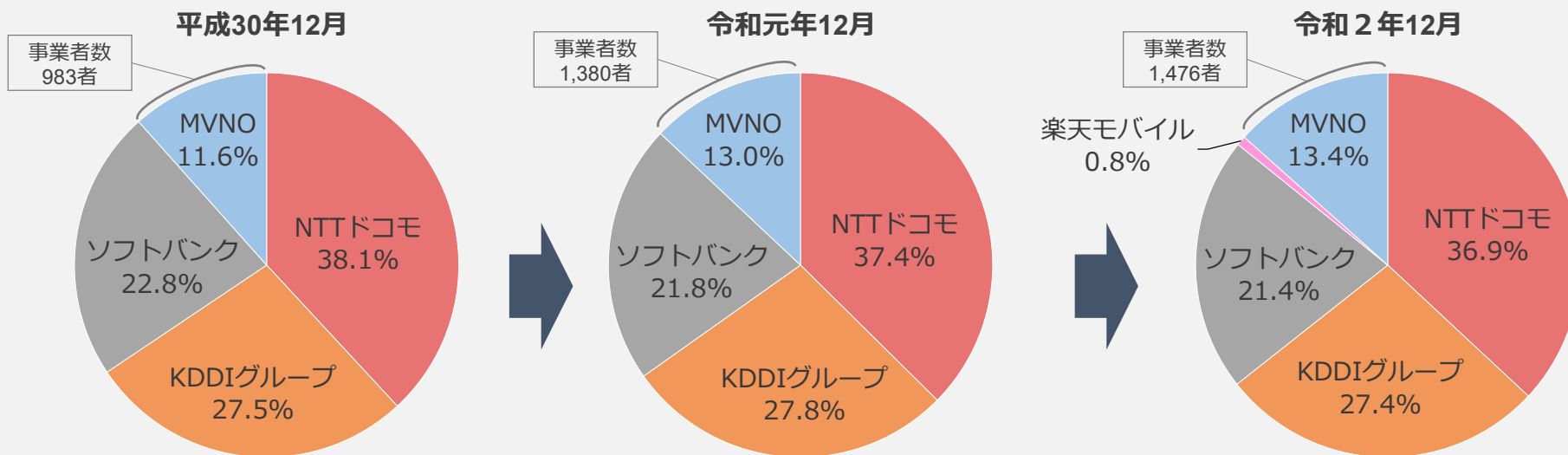


携帯電話市場における競争の活発化を図る

通信市場 及び 端末市場 の状況

通信市場における契約数のシェアの推移

出典：総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ」
 (令和2年度第3四半期〔12月末〕) 及び (令和元年度第3四半期〔12月末〕) を基に作成。



国内スマートフォンの出荷台数の推移

	平成30年	令和元年	令和2年
スマートフォンの出荷台数	3116.7 万台	2969.3 万台	3007.5 万台
内 SIMフリースマートフォンの出荷台数	301.7 万台	309.7 万台	387.9 万台
(割合)	9.7 %	10.4 %	12.9 %

国内中古スマートフォンの販売台数の推移

	平成30年度	令和元年度
中古スマートフォンの販売台数	151 万台	163 万台 (見込み)
(新品スマートフォンの出荷台数に対する比率)	4.9 %	5.8 %
※参考 新品スマートフォンの出荷台数	3061.6 万台	2802.5 万台

端末の平均使用年数の推移

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
4.4 年	4.3 年	4.3 年	4.9 年	4.3 年

上2表の出典：株式会社MM総研「2018年(暦年)国内携帯電話端末出荷概況」、「2018年度通期国内携帯電話端末出荷概況」、「2019年(暦年)国内携帯電話端末出荷概況」、「2019年度通期国内携帯電話端末出荷概況」、「2020年(暦年)国内携帯電話端末の出荷台数調査」及び「中古スマートフォン市場規模の推移・予測(2020年3月)」を基に作成。

左1表の出典：内閣府「消費動向調査 主要耐久消費財の買替え状況の推移(二人以上の世帯)(令和3年3月)」を基に作成。

平成30年度報告書のフォローアップ事項

通信と端末のセット販売

中古端末の流通

期間拘束・自動更新付契約（2年縛り）

携帯電話端末の修理

将来的な端末の下取りや同じプログラムへの加入等を前提としたプログラム

MVNOの競争環境を確保するための制度上の対応等

SIMロック

新たな競争政策上の課題

消費者が最適な料金プランを選びやすい環境の整備

MVNOの競争環境の確保に向けて

条件付き最安値広告

新たな料金プランにおける公平性の確保

MNO 3社からの乗換えが進まない理由

RSP機能の開放とeSIMの導入

携帯電話端末に係る課題等

音声卸料金の適正性の確保

新たにMNOとして参入した通信事業者のネットワーク及び周波数への対応

5GをめぐるMNOとMVNOの競争の適正性

SIMフリー端末の普及

販売代理店

腕時計型ウェアラブル端末

評価制度

MNOへの新規参入による競争の促進

携帯電話端末の販売価格の設定方法

MNOへの新規参入による競争の促進

独自商材の取扱い

通信と端末のセット販売

現状

改正電気通信事業法等の施行により、通信契約と端末のセット販売が条件となっている場合には、端末値引きの上限が2万円に制限されることになり、通信契約と端末のセット販売を条件とする端末の大幅な値引きは制度上行うことができなくなった。

端末購入サポートプログラムは、通信契約を条件としていないため、端末値引きの上限を2万円とする制限の対象には該当しない。しかし、MNO 3社の広告の中には、通信契約を条件としていないことが分かりづらい表示となっているものがあるほか、現時点では、KDDI及びソフトバンクでは、非回線契約者がオンラインで端末購入サポートプログラムを利用して端末を購入することができない。

消費者アンケートの結果では、端末購入サポートプログラムは通信契約を条件としていないことを知らない消費者が大半（MNO 3社の利用者の87.1%）を占めた。

独占禁止法上・競争政策上の考え方

端末購入サポートプログラムが非回線契約者にとって利用しにくい状況となっていることを踏まえると、端末購入サポートプログラムは、事実上、回線契約者のみを対象とする2万円以上の端末値引きとして機能しているおそれ。

端末購入サポートプログラムが、事実上、通信契約と端末のセット販売を条件として端末代金を大幅に値引く販売方法と評価される場合であって、当該販売方法により他の通信事業者の事業活動を困難にさせるときには、独占禁止法上問題となるおそれ。

端末購入サポートプログラムを提供する際には、非回線契約者であっても利用できることを分かりやすく積極的に周知し、非回線契約者に対しても回線契約者と同様に端末のオンライン購入を認めるなど、通信契約を条件としない端末代金の値引きであることを明確に位置付け、通信料金と端末代金の分離を徹底することが競争政策上望ましい。

期間拘束・自動更新付契約（2年縛り）

現状

改正電気通信事業法等の施行により、期間拘束契約の違約金の上限が1,000円に定められるなどした。

MNO 3社は、期間拘束契約の違約金の見直し、期間拘束契約の撤廃、期間拘束のない料金プランの料金の見直し（改正法適合プラン）等を行った。

改正電気通信事業法施行後1年3か月で、同法施行日前に締結された通信契約（既往契約）の数は依然として6割程度残っている。

消費者アンケートの結果では、期間拘束契約の違約金の上限が1,000円に定められたことを知らない消費者が過半数（MNO 3社の利用者の55.3%）を占めた。

競争政策上の考え方

改正電気通信事業法等の施行により、期間拘束契約の違約金の上限が1,000円に定められるなど、通信事業者の乗換えに係る利用者のスイッチングコストが低減し、利用者が他の通信事業者への乗換えをしやすい環境が整備されつつあると考えられる。

MNO 3社は、既往契約を更新し続ける利用者に対し積極的に改正法適合プランへの移行を働きかけるとともに、利用者が改正法適合プランに移行するようなインセンティブが働く取組を行うこと等が競争政策上望ましい。

将来的な端末の下取りや同じプログラムへの加入等を前提としたプログラム

現状

改正電気通信事業法等の施行により、KDDI及びソフトバンクが回線契約者を対象に行っていた4年縛りは禁止された。

KDDI及びソフトバンクの端末購入サポートプログラムでは、残債の免除を受ける場合、端末の再購入を条件として課している。

消費者アンケートの結果では、端末購入サポートプログラムを利用しているMNO3社の利用者のうち、同プログラムは通信契約を条件としていないことを知らない利用者が大半（75.8%）を占めた。

独占禁止法上・競争政策上の考え方

通信契約を結んでいる通信事業者から併せて携帯電話端末を購入する消費者が7割程度との調査結果があるところ、そのような状況下において、端末購入サポートプログラムにおける残債免除の条件として端末の再購入を課すことは、消費者の通信契約の変更を妨げるおそれがあり、他の通信事業者に乗り換えるスイッチングコストになると考えられる。

端末購入サポートプログラムが、消費者に契約変更を断念させることで消費者の選択権を事実上奪うものと判断される場合であって、他の通信事業者の事業活動を困難にさせるときは、独占禁止法上問題となるおそれ。

残債免除の条件として端末の再購入を課しているMNOは、当該条件を削除することが競争政策上望ましい。

SIMロック

現状

総務省による令和元年11月のSIMロックガイドラインの改定を受けて、MNO 3社は、①端末購入時に一括払い又は信用確認措置に応じた場合であって、利用者から申出があった場合におけるSIMロックの無料解除、②端末購入時以外に信用確認措置に応じた場合であって、利用者から申出があった場合等におけるSIMロックの解除（オンラインでの解除：無料、店頭での解除：3,000円）等を行っている。

消費者アンケートの結果では、SIMロックを解除しない理由として「SIMロック解除の手続が面倒だから」と回答したMNO 3社の利用者は24.2%、通信事業者を乗り換ええない理由として「SIMロックを解除するために手数料を支払う必要があるから」と回答したMNO 3社の利用者は31.5%であり、依然としてSIMロックはスイッチングコストになっていると考えられる。

独占禁止法上・競争政策上の考え方

MNO 3社が、不適切な行為を防止するための必要最小限の措置と認められる場合を超えて、SIMロックをかけることにより、他の通信事業者と消費者との契約の締結を不当に妨害する場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。

MNO 3社は、

- ①不適切な行為を行う可能性が低いことが確認できた消費者に対しては、SIMロックを設定しないこと
- ②不適切な行為を行う可能性が低いことが確認できない消費者についても、原則として、SIMロックではなく、通信事業者間の乗換えを制限する効果がより低い他の代替的な手段等により、不適切な行為の防止を図ることが競争政策上望ましい。

今後販売する携帯電話端末についてSIMロックを設定せずに販売したとしても、現在消費者が所有している携帯電話端末のSIMロックが解除されるわけではないこと等から、MNO 3社は、消費者が端末購入時以外に店頭でSIMロックを解除する場合にも一律無料で解除に応じることが競争政策上望ましい。

中古端末の流通

※総務省との合同調査

現状

MNO及び仲介事業者が、中古端末の販売先事業者に対して、販売先の制限や販売価格に関する指示を行うなどにより、国内における中古端末の流通を制限している実態は確認されなかった。

海外市場は国内市場と比較して中古端末を高額で大量に販売できるとのことであり、結果として、仲介事業者は海外市場に中古端末を多く販売している。また、消費者アンケートの結果では、新品端末利用者の8割以上（MNO3社の利用者の86.8%、MVNO等の利用者の83.5%）は、今後も中古端末を利用しようと思わないと回答しており、その理由として、「バッテリーの持ちが悪そう」、「端末が衛生的でないイメージがある」といった機能面・衛生面への懸念が上位を占めていた。

独占禁止法上・競争政策上の考え方

MNOが、以下のような行為を行った場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。

- 中古端末の売却先の事業者に対して、正当な理由がないのに販売価格を指定したり、不当に販売先を制限等すること
- 中古端末を販売する特定の事業者に対して、中古端末を不当に販売しない又は著しく不利な条件で販売すること
- 消費者から中古端末を不当に高い価格で下取りしたり、正常な商慣習に照らして不当な利益を提供して競争者の顧客を自己と取引するよう誘引したりすること

消費者が懸念なく中古端末を売却・購入できるよう、中古端末取扱事業者及び団体においては、中古端末内の利用者情報の確実な消去、販売時における中古端末の状態の格付け等の明確化などの取組、総務省においては、中古端末の購入場所・売却場所等について紹介するなどの取組を引き続き行うことが競争政策上望ましい。

携帯電話端末の修理

※総務省との合同調査

現状

携帯電話端末の修理を行うに当たって、おおむね半数程度の第三者修理業者が、純正部品が必要である又はどちらかといえば必要であると回答した。

現在、端末メーカーは、第三者修理業者から純正部品の供給に関する依頼がない、第三者修理業者による修理では製品の品質や安全性が担保できない懸念がある等の理由により、第三者修理業者に純正部品を提供していない。

Appleは、日本を含む多くの国と地域で「独立系修理プロバイダ（IRP）プログラム」を開始することを公表した。IRPとして承認された修理業者は、Appleから純正部品の提供を受けることができる。

独占禁止法上・競争政策上の考え方

- MNO等が新品の端末の価格を維持することを目的として、端末メーカーに対して第三者修理業者に純正部品を提供させないようにするなどして、端末メーカーの事業活動を不当に拘束する場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。
- 端末メーカーが、端末の修理市場において、自社と競合する修理業者を市場から排除すること等独占禁止法上不当な目的の手段として、合理的な理由なく、第三者修理業者に純正部品を提供しないようにするなどして、修理業者の事業活動を困難にさせるなどの場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。
- 端末メーカーが技術面や体制面での基準が担保されていると確認できた第三者修理業者に対しては、求めに応じ、純正部品を供給することが競争政策上望ましい。
- AppleのIRPプログラムは競争政策上望ましいものと考えられるが、純正部品が適正に第三者修理業者に供給されているかなど、その運用について注視していく。

MVNOの競争環境を確保するための制度上の対応等

現状

接続料等の周波数割当への活用

総務省は、アクション・プランにおいて、接続料の低廉化に向けた取組等を今後の電波の割当ての審査項目とする旨を示し、基地局の開設に当たり電波法に基づく5G普及のための新たな周波数割当方針（開設指針）において、MVNOによる低廉で多様なサービスの提供を促進する取組として、接続料の低廉化に向けた取組を審査の対象としている。

接続料の検証における一層の透明性の確保

総務省において、令和元年度に適用される接続料から、その算定根拠について、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会への報告を行い、同委員会の場で委員から示された指摘等を踏まえ、二種指定事業者に対して改めて算定根拠を確認することを内容とする所要の制度改正について検討を行うなど、検証の充実が図られ、接続料の検証における透明性の確保が進んだ。

接続料の推移における一層の予見性の確保

総務省において、データ伝送交換機能について、令和2年度に適用される接続料から将来原価方式により算定することとする第二種指定電気通信設備接続料規則等の改正が行われた。また、総務省は、MNO3社に対して、令和3年度以降に適用されるデータ接続料の算定について、より一層精緻な予測に基づく算定を改めて行うよう要請した結果、データ接続料は、令和2年度の予測値よりも更なる低廉化が進み、令和3年度の予測値は令和元年度の届出値と比較して半減した。

競争政策上の考え方

MNO3社は、引き続き総務省の審議会等での事後的な検証を踏まえ、将来原価方式による予測値の算定に当たって、予測値と実績値の乖離がなるべく小さくなるように努めることが競争政策上望ましい。

総務省は、MNOがMVNOと積極的に取引、接続するインセンティブを持つような環境を整備することが競争政策上望ましい。

条件付き最安値広告

現状

消費者庁は、令和2年12月から、消費者が自分のニーズに合ったプランを選ぶことができる分かりやすい表示になっているかという観点から、MNOの携帯電話の表示に関する総点検を実施し、割引適用後の最低価格の強調表示等について、各割引条件を満たすことにより、いくらずつ値下げされるのかを一覧性がある形で明瞭に表示すること等を求めた。

消費者アンケートの結果では、消費者は、条件付きの最安値を強調する表示が示された場合は、実際に適用される料金よりも安い方向に間違える傾向にあった。

競争政策上の考え方

消費者が最適な料金プランを選びやすい環境の整備を図る観点から、通信事業者は条件付きの最安値を強調せず、消費者が料金計算をしやすい表示を行うことが競争政策上望ましい。

MNO 3社からの乗換えが進まない理由

MNOからMVNO等への乗換えが進まない理由等について消費者アンケートを行い、その結果について統計分析（因子分析）を行った。

MNOからMVNO等への乗換えが進まない理由については、

- ①「MNOへの信頼性・満足度・愛着度」、
 - ②「乗換えによる金銭的負担・手続的負担（経済性・スイッチングコスト）」、
 - ③「セット割引等の各種特典（副次的な経済性）」、
 - ④「MNO端末の魅力（機能性・利便性）」等
- という4つのグループ（因子）に分けられ、①の因子が最も大きな影響度を持つと分析された。

新たにMNOとして参入した通信事業者のネットワーク及び周波数への対応

独占禁止法上・競争政策上の考え方

MNO 3 社が、新たに参入してきた競争事業者を排除するために、端末メーカーに対して、当該新規参入事業者の通信業務に適合しないような端末を製造させることにより、新規参入事業者の事業活動を困難にさせるなどの場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。

端末メーカーは、新たにMNOとして参入した通信事業者が参入後に他のMNOと同等に事業活動を行える環境を整備する観点から、新規参入したMNOの周波数帯等にも対応する携帯電話端末を製造することが競争政策上望ましい。

SIMフリー端末の普及

独占禁止法上の考え方

MNO 3 社が、端末メーカーに対し、自社の販売する端末と同機種 of SIMフリー端末の発売時期を遅らせるように指示すること等によって、MVNO利用者がSIMフリー端末を、MNO 3 社の発売時期と同じタイミングで購入できないようにすること等により、MVNOの事業活動を困難にさせるなどの場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。

腕時計型ウェアラブル端末

独占禁止法上・競争政策上の考え方

- MNO 3 社が、腕時計型ウェアラブル端末メーカーに対して、セルラー方式の腕時計型ウェアラブル端末について、他の通信事業者には供給しないように指示することによって、他の通信事業者の事業活動を困難にさせるなどの場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。
- 腕時計型ウェアラブル端末メーカーが、技術上の理由等正当な理由なく、セルラー方式の腕時計型ウェアラブル端末の価格維持等の目的の下、セルラー方式の腕時計型ウェアラブル端末をMNO 3 社のみにも供給し、MNO 3 社以外には供給しないなど、MNO 3 社とMNO 3 社以外の通信事業者との間で差別的な取扱いをした場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。

スイッチングコストの低減の観点からは、MNO 3 社以外の通信事業者に対してもMNO 3 社と同じようにセルラー方式の腕時計型ウェアラブル端末を利用できるようにすることが競争政策上望ましい。

MVNOの競争環境の確保に向けて

新たな料金プランにおける公平性の確保

独占禁止法上・競争政策上の考え方

MNOが自社の通信役務を提供するに当たり、MVNOがMNOに支払う接続料等を下回る料金プランを設定したり、卸料金について、自己又は自己の関係事業者に比べてMVNOに不利な取扱いをしたりすること等により、MVNOの事業活動を困難にさせるなどの場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。

通信品質も含めたMNOとMVNOとの間の公平性（イコールフッティング）を確保する観点から、接続料の一層の低廉化を図ることが競争政策上望ましい。

RSP機能の開放とeSIMの導入

競争政策上の考え方

スイッチングコストの低減の観点から、スマートフォン向けのeSIM*を早期に導入することが競争政策上望ましい。

MNOがスマートフォン向けのeSIMの提供を開始する際には、RSP機能*を開放することにより、MVNOがMNOと同じ時期にスマートフォン向けのeSIMを提供できる環境を整備することが競争政策上望ましい。

* eSIM：携帯電話ネットワークにアクセスするための情報をオンラインで書き込むことができるSIMであって、携帯電話端末に組み込まれているもの

* RSP機能：携帯電話ネットワークにアクセスするための情報のSIMへの書き込みをオンラインで遠隔操作により行うための機能

音声卸料金の適正性の確保

競争政策上の考え方

音声卸料金については、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に即して、適正に定められているか検証されることが競争政策上望ましい。

5GをめぐるMNOとMVNOの競争の適正性の確保

競争政策上の考え方

現状のNSA構成による5Gサービスの提供からSA構成による本格的な5G時代への移行に当たっては、MNO3社は、MVNOもMNOと同時期に利用者に対して5Gサービスを提供することができるよう機能開放を行うことが競争政策上望ましい。

評価制度

現状

MNO 3社は、自社の定める評価基準によって、各販売代理店を一定期間ごとに評価し、当該評価に応じて、MNOが販売代理店に支払う手数料のランク等を決定する評価制度を設けている。また、MNO 3社の一部においては、評価制度において、最低評価を複数回受け続け、その間に改善のみられない店舗との契約を解除する仕組みが存在している。

独占禁止法上・競争政策上の考え方

販売代理店のMNOに対する取引依存度や取引先であるMNOの変更可能性、MNO 3社の市場における地位等を総合的に考慮すると、MNO 3社の取引上の地位が販売代理店に対し優越している場合があると考えられる。

MNOの取引上の地位が販売代理店に対し優越している場合に、その地位を利用して、販売代理店によるサービスを的確に実施するために必要な限度を超えて、販売代理店と契約条件に係る交渉を十分に行うことなく契約内容を一方的に変更すること等によって、販売代理店に対し不利益を与える場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。

消費者によっては必要としない大容量プラン等の販売契約数を評価制度の評価基準において過度に重点的な項目として位置付けることは、販売代理店が当該プラン等を過度に勧誘してしまうおそれがあり、消費者が最適な料金プランを選びやすい競争環境を整備するという観点から望ましくない。

携帯電話端末の販売価格の設定方法

現状

MNO 3 社仕様の携帯電話端末の販売に当たっては、通常、販売代理店が携帯電話端末の販売価格を決定する一方で、当該携帯電話端末を割賦払い（個別信用購入あっせん契約）で販売する場合、割賦払いの上限額の設定は、個別信用購入あっせん契約を提供する通信事業者によりなされることが一般的となっている。

販売代理店の端末の仕入価格は、MNO 3 社のオンライン直販価格及び割賦払いの上限額と同一の価格となっている。

独占禁止法上・競争政策上の考え方

MNOが販売代理店に対し、割賦払いの上限額を設定し、当該上限額とMNOのオンライン直販価格及び販売代理店の仕入価格を同額とした上で、端末を割賦払いの上限額を上回る金額で販売しないよう要請している場合がある。また、販売代理店は、MNOのオンライン直販価格と販売代理店の仕入価格が同額とされている状況では、MNOから各種支援金等が支払われないとMNOのオンライン直販価格を下回る価格で端末を販売することが困難であり、後日支払われる各種支援金等の額が予測できない場合においては、販売代理店はオンライン直販価格を下回る販売価格を設定することができないことが多いと考えられる。

前記のような販売代理店に対する端末の取引方法を通じて、実質的にMNOが販売代理店における端末の販売価格を拘束していると判断される場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。

MNOは、独占禁止法違反行為を未然に防止する観点から、販売代理店が携帯電話端末の販売価格を自由に決められることを販売代理店に対して周知することが望ましい。また、販売代理店の端末の販売価格を拘束することにつながるおそれがある取引方法について、見直しを行うことが望ましい。

独自商材の取扱い

現状

MNO 3 社の一部の販売代理店契約書上、MNOの承認があれば、販売代理店は、携帯電話端末（充電器等の付属品を含む）以外の商材をMNOを通さずに独自に仕入れ、店舗で販売することが認められていた。他方、MNOに独自商材の取扱いを申請しても、それが認められることはないとの指摘があった。

独占禁止法上の考え方

MNOが、商品の安全性の確保、品質の保持、商標の信用の維持等合理的な理由なく、販売代理店に対し自己の商品と競争関係にある商品の取扱いを制限する条件を付けて取引することにより、販売代理店と取引を行っている商材メーカーが排除されたり、商材メーカーの取引機会が減少する場合等には、独占禁止法上問題となるおそれ。

MNOへの新規参入による競争の促進

現状

日本の通信市場においては、楽天モバイルが第4のMNOとして本格参入し、競争環境に変化が生じてきている。

海外においても、競争当局（米国・EU等）が、競争自体の減少や通信料金の上昇等を防ぐため、MNOが4社から3社となるような合併等を承認しない、又は4社目の参入を条件として合併等を承認するなどの事例が見受けられる。

競争政策上の考え方

高度寡占体制では、通信市場の競争が活発化しにくいものの、MNOへの新規参入をさせるなど電波を割り当てられる通信事業者の数を増やしていくこと、スイッチングコストを下げるなどの競争環境を整備していくことが競争政策上望ましい。

公正取引委員会の今後の取組等

独占禁止法による厳正な対処

携帯電話市場における公正かつ自由な競争を促進するため、同市場における動向について、注視するとともに、独占禁止法に違反する行為に対しては**厳正に対処していく**。

携帯電話市場における競争環境の整備

総務省及び消費者庁と連携し、引き続き、料金の低廉化、サービスの向上を図るために**携帯電話市場における競争環境の整備に取り組んでいく**。

参考 携帯電話分野に関する意見交換会の有識者等

座長	舟田 正之	立教大学 名誉教授
	依田 高典	京都大学大学院 経済学研究科 教授
	川濱 昇	京都大学大学院 法学研究科 教授
	佐藤 治正	甲南大学 マネジメント創造学部 教授
	土佐 和生	甲南大学 法学部 教授
	西村 真由美	全国消費生活相談員協会 IT研究会代表
	松村 敏弘	東京大学 社会科学研究所 教授

オブザーバー 総務省, 消費者庁

(役職は令和3年2月現在)